

公害審か裁判か

水俣病
新認定

補償めぐり広がる波紋

熊本・鹿兒島両県知事が新しく水俣病と認定した水俣市月而、岩屋人川本輝夫さん(五)ら十七人(二人欠席)とチツソとの話し合いが十一日持たれ、今後の問題として補償の解決方法が大きくクロームアップされてきた。

この話し合いで、チツソ側は「補償する」と正式に表明し、患側側面にわびたが、肝心の補償方法

については、中央公害審査委員会(公害紛争処理法に基づいて環境庁に置かれた機関)に持ち込むことを明らかにした。

この委員会(小沢文雄委員長)への持ち込みは、県の示唆によるものといわれる。同委員会環境庁設置後、経理府から同庁へ移管されたもので、公害紛争に対する仲斡、調停、和解の権限を保持しているが、強制権はない。

もし中央審査会が手がけることになるのであれば、スタート間もない機関でもあり、大公害事件にタッチするのは初めて。この点でも

今後の公害補償のよしにつけあしきにつけ、そのモデルケースともなり注目される。しかし患者側は中央公害審査委員会についての知識はなく、今後その性格などを検討する必要があるとしている。

一方、裁判になった場合も、従来とは異なることが予想される。公害被害救済法の趣旨に基づき疑わしいものはすべて認定しているが、この行政補償を裁判所がどう判断するか。有権水俣の影響の程度や因果関係などを完全に立証するのは、きわめてむずかし

いと見る向きもある。

かと言つて、チツソと患者が自主交渉することについては、すでに四月に認定された三家族のケースで実証済み。徒勞に終わる可能性が強い。

いずれにしても、中央公害審査委員会と裁判の二つの方向が検討されることになるが、もし訴訟派と水俣病補償処理委一任派の二つに分裂した四十四年四月時のようにならば、現在申請している百二十人の人や、一斉健康調査で発掘されるとみられる多くの潜在患者の今後、大きな影響を投げかけることにならう。